各種あっせん事業のお知らせ

お問い合わせ☎
互助会　043-223-4119

遊園施設・レジャーの「ウエルネスプラザ　アクア・ユーカリ」及び「ユーカリ・ボール」については、平成30年9月7日をもって協定解除となりましたので、ご利用の時はご注意ください。

退職互助事業を紹介します

お問い合わせ☎
互助会　043-223-4141

互助会では、退職される皆様のために“退職後も互いに支え合う「退職互助事業」”を行っています。
事業の中心は、医療費の補助です。
健康保険診療であれば、入院だけでなく風邪や、けがの治療、歯の治療なども医療費の補助対象になります。
そのほかの事業も多数あります。ぜひ加入をご検討ください。

事　業　内　容	
医療費補助金	会員が傷病により保険適用医療機関で受診したときに、保険診療自己負担額に対し給付します。ただし、国又は地方公共団体等から医療費に相当する給付金の支給があるときは、その額を控除して得た額に対し給付します。 外来・入院・薬代の領収書合計額に対し、 ①満55歳～69歳の会員 ⇒ 5割（円未満切り捨て） 年度内給付上限額：120,000円 ②満70歳以上の会員 ⇒ 500円ごとに100円 年度内給付上限額：38,000円 〈例〉各月の領収書の合計額が67,100円の場合 67,100÷500＝134.2 → 134×100＝13,400（円）
人間ドック利用補助金	人間ドックを受診したときは、10,000円を限度に給付します。 （事業年度内1回を限度とします。）
福祉施設利用補助金	互助会指定の宿泊施設及び公立学校共済組合宿泊施設を利用したときは、1泊（1,000円以上の支払）につき、1,000円を給付します。 （同一施設の宿泊は、連続2泊まで補助します。）
長寿記念品	喜寿（77歳）・米寿（88歳）・白寿（99歳）の年齢になられたとき、記念品を贈呈します。
会報の配付	退職互助事業の内容等をお知らせするために、「退互だより」を年1回、全会員に配付します。
各種あっせん事業	観劇、宿泊施設、遊園施設、レンタカー、ゴルフ場・ゴルフ練習場、引越し、旅行割引、通信講座、英会話、住宅相談業務、住宅資金あっせん、住宅リフォーム、物販、ライフサポートサービス、遺言信託等が会員証の提示等で割引利用できます。
死亡給付金	不幸にしてお亡くなりになられたときに給付します。 満55歳以上の会員の死亡　10,000円 満55歳未満の会員の死亡　50,000円

事業並びに事業内容については、規則改正等により変更する場合があります。

加入手続きはこちらです！（任意加入）
年度末退職者の方は、退職年の翌年２月末までお申込みいただけます。
※再任用期間終了後の加入はできません。

<table>
<tr><td>加入資格</td><td colspan="2">退職時 50 歳以上で､1 年以上互助会に加入している互助会員
※ 50歳以上の配偶者の方も同時に加入できます。
※会員期間は、終身のため、中途退会できません。</td></tr>
<tr><td>申込方法</td><td colspan="2">「退職互助事業加入申込書」を提出してください。
※配偶者が加入する場合は、配偶者の加入申込書及び生年月日を確認するための保険証等の写しが必要です。（配偶者だけでは加入できません。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申込期間
・
加入日</td><td>加入申込期間</td><td>加　入　日</td></tr>
<tr><td>①退職後1か月以内に申込書を提出する場合
退職した日から1か月以内に、提出してください。
(例)平成31年3月31日に退職した場合、平成31年4月1日から会員となります。
（会費は、退職慰労金を充当し、不足額がある場合は振込用紙を送付します。）</td><td>退職日の翌日</td></tr>
<tr><td>②退職後2か月目から最初の2月末日までに申込書を提出する場合
互助会に連絡してください。当会指定の振込用紙を送付します。
加入申込書に、会費の振込通知書（コピー可）を添えて提出してください。（退職慰労金は充当できません。）
(例)平成31年3月31日に退職し、平成31年7月15日付けで加入申込書を提出した場合、平成31年8月1日から会員となります。</td><td>加入申込書
提出日の翌月1日</td></tr>
<tr><td>会　費</td><td colspan="2">○会費の納入は、加入時のみ1回限りです（終身会員）。
○加入時の年齢に応じて、会費を一括納入していただきます。
○配偶者の会費納入は、振込みになります。

平成30年度加入会員一人当たりの会費　（単位：万円）
年齢：50　51　52　53　54　55　56　57　58　59　60歳以上
金額：67　65　63　61　59　57

※納入いただいた会費については、お返しすることができません。</td></tr>
</table>

加入までのスケジュール（年度末退職の場合）

1　4月1日加入希望者
　(1)申込期限：4月末日
　(2)退職慰労金を会費へ充当：5月下旬
　(3)会費不足額の納入(不足者及び配偶者分)：5月下旬～6月上旬
　(4)加入承認及び会員証等の送付：加入承認…４月１日　会員証の送付…６月下旬

2　6月1日以降の加入希望者
　(1)申込期限：退職後2か月目から最初の2月末日まで
　(2)会費の納入期限：加入希望月の前月の末日まで
　(3)加入承認及び会員証等の送付：加入承認…加入希望月の１日　会員証の送付…加入希望月の上旬

※今年度末退職予定の方は､｢ゆとり｣で同内容をご確認いただけます。